

第2版はしがき

不動産登記簿上所有者が判明せず、あるいはその所在が不明のままになっているという意味での所有者不明土地の解消に向けて、2021(令和3)年4月28日、「民法等の一部を改正する法律」(令和3年法24号)および「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」(同年法25号)が公布された。民法関係の改正法は、2023(令和5)年4月1日から施行され、いわゆる相続土地国庫帰属法の施行は同年4月27日から、不動産登記法関係の改正法は、2024(令和6)年4月1日から順次段階的に施行されるとのことである。

本書第2版では、改正法の施行を待たずに、できるだけ上記の立法措置を叙述の中に取り入れることにした。関連する箇所は、相隣関係、無主物先占、共有、相続と登記など多岐にわたる。また、この機会に、日頃の授業実践を通して執筆者各人が気づいた点や学生からの要望を反映させるべく、新たに具体例や判例を加えたり、より平易な説明に近づけるための推敲を重ねたり、全面的な見直しを図った。

それでも、本書の守備範囲に限っただけでも、民法が抱える難題は複雑さを増すばかりである。読者には、そうした法の「現実」にひるまず、果敢に挑んでほしい。本書がその水先案内人になることを切に願うものである。今回も、細部に至るまで法律文化社の野田三納子氏のお世話になった。ここに記して感謝の気持ちを表したい。

2022年7月20日

執筆者を代表して

今村与一